

広島県告示第六百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十一条第二項の規定によって、次のとおり指定医療機関の指定を取り消した。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称 | 所 在 地 | 指定取消し年月日 |
|------|---------------|----------|
| 片山医院 | 尾道市栗原町八五二三番地一 | 令和七年六月二日 |